

地域医療連携推進法人制度及び病床特例要件について

地域医療連携推進法人制度とは

地域医療構想の達成のための一つの選択肢として、地域の医療機関相互間の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供するための新たな制度として平成 27 年の第 7 次改正医療法により創設されたものである。

病院等に係る業務の連携を推進するための方針（医療連携推進方針）を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人を都道府県知事が認定（医療連携推進認定）する仕組みとなっており、令和 8 年 1 月 1 日現在大阪府内では、9 法人が地域医療連携推進法人として認定されている。

【役割・業務など】

- 「医療連携推進区域」及び区域内の病院等の「医療連携推進方針」の決定
- 医療連携推進業務等の実施
 - 診療科（病床）再編（**病床特例の適用**）、医師等の共同研修、医薬品等の共同購入、参加法人への資金貸付、連携法人が議決権の全てを保有する関連事業者への出資 等
- 参加法人の統括（参加法人の予算・事業計画等へ意見を述べる）

地域医療連携推進法人内での病床融通について

◆ 特定の病床に係る特例（医療法第 30 条の 4 第 12 項）

地域医療連携推進法人の参加法人同士又は同一参加法人内で、病床過剰地域においても病床融通を実施できる。

【特例の対象となる申請】

- 「病 院」 開設の許可、病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可
- 「診療所」 病床の設置の許可、病床数の増加の許可

【特例適用のための要件】

- 1 地域医療構想の達成を推進するために必要なものであること。
- 2 地域医療連携推進法人の参加法人が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、申請の前後において増加しないこと。
- 3 地域医療連携推進法人の参加法人が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、申請の前後において減少する場合は、医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと。
- 4 「地域医療連携推進評議会」の意見を聴いた上で、行われているものであること。

※ 必要な病床数を認めるに当たっては、「地域医療構想調整会議」の協議の方向性に沿ったものであることを確認するとともに、「医療審議会」に諮ること。

この場合、特例としての取扱いを必要とする理由及び特例としての取扱いをしようとする病床数の算定根拠を明らかにして当該都道府県医療審議会の意見を聴くものとする。

◆地域医療連携推進法人 認定法人一覧

	法人名称	医療連携推進区域	認定年月日
1	地域医療連携推進法人 北河内メディカルネットワーク	北河内圏域 (枚方市、守口市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市)	令和元年6月12日
2	地域医療連携推進法人 弘道会ヘルスネットワーク	北河内を中心とした区域 (守口市、門真市、寝屋川市)	令和元年6月12日
3	地域医療連携推進法人 泉州北部メディカルネットワーク	泉大津市、和泉市	令和3年6月11日
4	地域医療連携推進法人 淀川ヘルスケアネット	大阪市二次医療圏 (西部基本保健医療圏)	令和4年6月21日
5	地域医療連携推進法人 アゼリアひまわりネット	大阪市二次医療圏 (西部基本保健医療圏)	令和6年6月20日
6	地域医療連携推進法人 三島医療圏ヘルスケアネット	三島二次医療圏 (高槻市、茨木市、摂津市、島本町)	令和6年6月20日
7	地域医療連携推進法人 北大阪メディカルネットワーク	北河内圏域 (守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、四條畷市、大東市、交野市)	令和6年6月20日
8	地域医療連携推進法人 なにわメディカルネットワーク	大阪市二次医療圏 (西部、北部、東部基本保健医療圏)	令和7年6月13日
9	地域医療連携推進法人 泉州南メディカルネットワーク	泉州二次医療圏南部 (泉佐野市、泉南市、阪南市、 泉南郡熊取町、同田尻町、同岬町)	令和7年6月13日

なにわメディカルネットワーク病床融通計画（令和8年6月実施予定）

※病床融通後も診療科に変更なし

- ・現状の病床稼働率は98%（令和6年度病床機能報告）であり、今後のがん患者増加に伴う手術件数の増加への対応が難しくなる見込み。
- ・がん診療体制を維持するために必要な病床数として、19床を見込んでいる。

（必要な病床数の算出方法）

$$\frac{800\text{例（2024年度の手術件数）} \times 8.5\text{日（平均在院日数）}}{365\text{日}} = 18.6\text{床}$$

大阪ブレストクリニック（福島区）
現状11床→融通後19床

乳腺外科、形成外科、婦人科、放射線治療科、病理診断科、麻酔科、リハビリテーション科

- ・医療提供体制の充実による入院機能の強化
- ・病状増悪時の緊急入院体制の構築が可能に
- ・福島区を中心とした大阪市西部の介護事業者等との連携窓口に

入院及び外来の機能分担

- ・参加施設の専門性を活かしながら相互連携
- ・入院～在宅まで効果的かつ効率的な医療提供体制の構築
- ・患者が住み慣れた家庭や地域での療養や生活を選択可能に



さたクリニック（北区）
現状3床（非稼働）→融通後0床

婦人科、皮膚科、泌尿器科、麻酔科、リハビリテーション科

- ・患者の視点での「かかりつけ医機能」の強化
- ・北区を中心とした大阪市北部の介護事業者等との連携窓口に

岩本診療所（東成区）
現状7床（非稼働）→融通後2床（稼働予定）

内科・外科

- ・患者の視点での「かかりつけ医機能」の強化
- ・東成区を中心とした大阪市東部の介護事業者等との連携窓口に

在宅医療支援や術後経過観察用のベッドとして必要
⇒ 体制確保に向け調整中

なにわメディカルネットワークの病床融通の目的

- ・参加施設の専門性を活かすことで入院及び外来の機能分化及び連携を推進し、質の高い医療提供体制の確保を図り、がん患者が住み慣れた家庭や地域での療養や生活を選択できるよう、参加施設間での相互連携に積極的に取り組む。
- ・病床の集約を予定する福島区の「大阪ブレストクリニック」は、大阪市の北部において鉄道（ＪＲ東西線・環状線、大阪メトロ、阪神線）をはじめ交通の利便性が高く、北区や東成区からもアクセスが容易で、病状増悪時の緊急入院体制の速やかな構築が可能。
- ・北区、福島区、東成区における早期発見、早期治療のため、がん検診の受診率の向上を図るための広報と受診しやすい体制の構築を行い、予防医療の充実を図る。
- ・退院後の生活を支える外来医療、患者の視点に立った「かかりつけ医機能」を強化し、より早期から退院後の生活を見越した医療ニーズのアセスメントや調整・支援を行い、入院～在宅まで患者の状態に応じた円滑で切れ目のない効果的かつ効率的な医療提供体制を構築。
- ・就労者支援などの相談体制を構築し、退院後の生活を支える外来機能を強化することで、可能なかぎり住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、それぞれの地域に包括的な支援・サービス提供体制を構築し「がん患者や家族の生活の質の維持」に貢献。
- ・地域の医療従事者向けに医療安全、感染対策、がん診療の勉強会を実施するなど、多職種連携による「地域の医療関係者の資質向上」に貢献。
- ・地域医療構想の実現を図り、地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たすよう努め、地域の住民が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、質の高い医療提供体制の確保を目指す。

第 01 回 地域医療連携推進法人淀なにわメディカルネットワーク
地域医療連携推進評議会 議事

- 開催日時 : 2025 年 7 月 11 日(月)16:00～
 ■ 開催場所 : 医療法人 英仁会 4 階 会議室
 ■ 構成員 : 中島 滋郎 中山 健太郎
 ■ 代表理事 : 芝 英一
 ■ 陪 席 : 山下 堅志(事務局)
 ■ 議事 :

1. 地域医療連携推進法人の認定について(資料 1)

令和7年6月13日に一般社団法人 なにわメディカルネットワークは大阪府より地域医療連携推進法人の認定を受けた。

2. 2025 年度事業計画・予算について 資料 1

【事務局】2025 年度事業計画案について資料に基づき説明した。

承認を求めたところ全員意義なく承認した。

3. 病床融通について

【事務局】現在、医療法人 英仁会は 11 床の有床診療所であるが、手術件数の増加、手術待機期間が長くなっているため、岩本診療所の 7 床のうち 5 床、さたクリニックの 3 床を大阪ブレストクリニックに病床移動を行い、大阪ブレストクリニックの病床を 19 床にする内容につき、6 月末に大阪市保健所に相談を行い、手続き等について大阪市と大阪府の協議後、案内予定がある。案内後速やかに変更手続きを行いたい。

承認を求めたところ全員意義なく承認した。